

社会福祉法人和木町社会福祉協議会表彰規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉の増進に功績のあったものを表彰し、その功績をたたえ、もって社会福祉の発展に資することを目的とする。

(表彰基準)

第2条 表彰は、次の各号のいずれかに該当するものについて行う。

(1) 永年勤続者

- ア、民生児童委員として通算7年以上の在職者、ただし既表彰者を除く。
- イ、民間社会福祉事業に7年以上従事し、その功績が特に顕著である者。
- ウ、町社協役職員として7年以上勤務し、その功績が特に顕著である者。

(2) 社会福祉協助者

民間奉仕者及び団体であって、その地域社会の福祉増進に寄与し、その功績が顕著であると認められるもの

(3) 特別協助者

毎年4月1日から翌年3月31日までの間において本会に私財を寄与した者及び団体

- ア、個人 5万円以上（香典返しは10万円以上）
- イ、法人・団体等 10万円以上

(4) 特別表彰

前記以外で、会長が特に必要と認める者及び団体

(表彰の方法)

第3条 表彰は表彰状又は感謝状を贈ることによって行い、あわせて金品を贈ることができる。

(表彰者の選定)

第4条 表彰者は各種団体等の推薦を受けて理事会に図り決定する。

附 則

この規程は平成6年2月22日から施行する。

附 則

この規程は平成29年4月1日から施行する。